

南房総市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月22日

南房総市長 石 井 裕

## 南房総市告示第141号

### 南房総市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、カシノナガキクイムシ（以下「病害虫」という。）が媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れ被害により枯損し、倒木、落枝等により人身、家屋、公共施設等への重大な被害を及ぼす危険性の高い樹木（以下「危険木」という。）の伐採及び病害虫を駆除する事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するため、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に危険木を所有する者又は市内の危険木により直接的な被害を受けるおそれのある者
- (2) 危険木の伐採又は病害虫の駆除を実施する者
- (3) 市税、介護保険料及び水道料金の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助対象者としな

- (1) 他の補助金を受けて事業を実施する者
- (2) この告示に基づく補助金の交付決定を事業の実施年度と同一年度に既に受けている者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率（額）は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、ナラ枯れ対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 位置図
- (3) 補助事業実施前の写真
- (4) 木くず又は穿入孔等が危険木にあり、その原因が病害虫であると判断できる写真

(5) 危険木を所有する者の事業実施承諾書（補助対象者が危険木所有者でない場合に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類  
(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(変更等承認の申請)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1号の承認を受けようとするときは、ナラ枯れ対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、ナラ枯れ対策事業補助金交付決定変更（中止・廃止）承認通知書（別記第3号様式）又はナラ枯れ対策事業補助金交付決定変更（中止・廃止）不承認通知書（別記第4号様式）により、当該提出を行った交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、同条の実績報告書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の支払いを証明する書類の写し
- (2) 補助事業完了後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の請求)

第8条 規則第14条の規定により補助額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、規則第15条の補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月22日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

補助事業		補助対象経費	補助率 (額)
事業名	事業内容		
ビニール被覆事業	病害虫が穿孔したが、枯損に至っていない樹木から翌年の病害虫の脱出を防止するため又は病害虫の侵入を防ぐために樹木の幹をビニールで被覆する事業	補助事業に要する費用	補助対象経費の2分の1以内 (補助額は、300,000円を上限とする。)
伐倒・くん蒸処理事業	危険木の伐倒及び薬剤によるくん蒸処理事業		
伐倒駆除事業	危険木の伐倒及び撤去事業		

備考

- 1 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。
- 2 補助額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

別 記

第1号様式（第4条関係）

ナラ枯れ対策事業補助金交付申請書

年 月 日

南房総市長 宛

住 所

氏 名

電話番号

年度においてナラ枯れ対策事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり補助金交付を申請します。

実 施 場 所	南房総市
事 業 内 容	
事 業 費	
事業着手予定日	
事業完了予定日	
備 考	

添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 位置図
- (3) 補助事業実施前の写真
- (4) 木くず又は穿入孔等が危険木にあり、その原因が病虫害であると判断できる写真
- (5) 危険木を所有する者の事業実施承諾書（補助対象者が危険木所有者でない場合に限る。）

第2号様式（第6条関係）

ナラ枯れ対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

南房総市長 宛

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったナラ枯れ対策事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、南房総市ナラ枯れ対策事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更（廃止）理由

2 変更内容

3 その他必要な事項

4 関係書類

第3号様式（第6条関係）

ナラ枯れ対策事業交付決定変更（中止・廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

南房総市長

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあったナラ枯れ対策事業について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）することを承認します。

記

第4号様式（第6条関係）

ナラ枯れ対策事業交付決定変更（中止・廃止）不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

南房総市長

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあったナラ枯れ対策事業について、下記の理由により不承認と決定したので通知します。

記

理由